

公告 第49号
令和8年2月27日

東京鐵鋼健康保險組合
被保險者 各位

東京鐵鋼健康保險組合

任意継続被保險者の標準報酬月額に関する公告

首題の件について、健康保險法第47条第2項（任意継続被保險者の標準報酬月額）の規定により、任意継続被保險者の標準報酬月額について、以下のとおり公告致します。

記

- | | |
|--------------------|--------------|
| 1. 任意継続被保險者の標準報酬月額 | 資格喪失時の標準報酬月額 |
| 2. 適用期間 | 令和8年4月分から |

以上